

定款・規約

2016. 5. 16



三重県美容業生活衛生同業組合

>>>>> 目 次 <<<<<

《 定 款 》

第 1 章 総 則	2
第 2 章 事 業	2
第 3 章 組 合 員	2
第 4 章 出資及び持分	3
第 5 章 総 会	4
第 6 章 総 代 会	5
第 7 章 役員及び顧問職員	6
第 8 章 理 事 会	7
第 9 章 事業年度	7
第 10 章 業務の執行及び会計	7
第 11 章 解 散	9
第 12 章 雑 則	9
地区・支部及び支部の地域(別表)	10

《 規 約 》

地区及び支部規程	11
総会又は総代会運営規程	12
役員の選挙選任規程	13
理事会及び常任理事会運営規程	14
顕 彰 規 程	15
旅 費 支 給 規 程	15
顧問・相談役及び職員規程	16
災害見舞互助会規程	17
特別組合員規程	17
共済見舞金制度規程(共済会)	18
共済給付金表・還付金表	20
理事会傍聴規則	21
選手激励基金要綱	21

三重県美容業生活衛生同業組合定款

第1章 総則

(目的)

第1条 この組合は、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律に基づき、美容営業について衛生措置の基準を遵守し、衛生施設の改善向上並びに生活衛生関係営業の振興を図る為、自主的活動を推進すると共に、過度の競争により適正な衛生措置を講ずることが阻害され、又は阻害される恐れがある場合に、組合員の経営の安定をもたらすための措置を自主的に講じ、もって公衆衛生の向上と増進に資すると共に、同業相より業権の確立を図り親睦を篤くし、組合員及び技能者の資質を高めることを目的とする。

(名称)

第2条 この組合は三重県美容業生活衛生同業組合と称する。

(地区)

第3条 この組合の地区は三重県の区域とする。

(事務所の所在地)

第4条 この組合の主たる事務所を津市に置く。

(支部)

第5条 この組合は別表に定める地域別に地区及び支部を設け、従たる事務所を置くことができる。

(広告の方法)

第6条 この組合の広告は、この組合の掲示板にし、かつ必要があるときはこの組合発行の新聞に掲載して行う。

第2章 事業

(事業)

第7条 この組合は第1条の目的を達成する為に次に掲げる事業を行う。

- 1) 過度の競争により組合員が適正な衛生措置を講ずることが阻害され又は阻害されるおそれがある場合における料金の制限
- 2) 前号に掲げる事態が存する場合における営業方法の制限
- 3) 第1号に掲げる事態が存する場合における営業施設の配置基準の設定
- 4) 組合員に対する衛生施設の維持及び改

善向上並びに経営の健全化に関する指導

- 5) 組合員の営業に必要な材料・器具・化学薬品の規格又は基準の検査及び必要ある場合の共同購入
- 6) 組合員の営業に関する共同施設
- 7) 組合員に対する営業施設の整備改善及び経営の健全化の為の資金の斡旋
- 8) 組合員の営業に関する技能の改善向上又は技能者の養成に関する施設
- 9) 組合員の顕彰・弔慰及び技能者の表彰
- 10) 美容師及び美容業に関する法令規則の調査研究並びに対策
- 11) 美容業の特性に応じた税制の改革及び対税対策の樹立に関する研究
- 12) 組合員の共済に関する事業
- 13) 第1号又は第2号に掲げる事業に関する組合協約及び組合員の経済的地位改善の為にする組合協約の締結
- 14) 組合員の営業に係わる老人の福祉、及び地域社会の福祉増進に関する事業についての組合員に対する指導その他の当該事業の実施する事業
- 15) 前各号の事業に附帯する事業

第3章 組合員

(組合員)

第8条 この組合の組合員となる資格は、組合の地区内において美容師法の規定により届出をなし美容業を開設している者とする。

2. 前項の資格者が法人の場合はその法人の役員を組合員とする。

(加入)

第9条 この組合に加入しようとする者は、加入申込書に出資金及び加入手数料を添えて提出するものとする。

2. 加入申し込みを受けたときは、特別の理由なき限り理事会でその加入を承認し、組合員名簿に登録する。
3. 前項の承認に当たっては正当な理由なく加入を拒むことができない。

(加入者の出資払込)

第10条 前条第2項の承認を得た者は、遅滞なくその引き受けようとする出資口数に応じ他の組合員の払込済出資額と同額の払込をし

なければならない。但し持分の全部又は一部を継承することにより加入する時はこの限りではない。

(相続加入)

第11条 死亡した組合員の相続人で、組合員たる資格を有する者の一人が相続開始後30日以内に加入申出をしたときは、前2条の規定に拘らず相続開始の時に組合員になったものとみなす。

2. 前項の規定により加入の申出をしようとする者は、他の相続人の同意書を提出しなければならない。

(脱退)

第12条 組合員は次の事由によって脱退する。

1) 組合員たる資格の喪失

2) 死亡又は解散

3) 除名

2. 組合員に前項第1号及び第2号の事由があったときは遅滞なく届け出るものとする。

3. 組合員は第1項各号に定める事由によることなく脱退しようとする場合はこの組合に予告し、その予告を行った日の属する事業年度の末日において脱退することができる。

4. 前項の予告は当該事業年度の末日60日前までに脱退の旨を記載した書面でしなければならない。

(除名)

第13条 次の各号の1に該当する組合員は総代会の議決によって除名することができる。この場合においてこの組合員はその総代会の会日1週間前までに当該組合員に対してその旨を通知し、かつ総代会において弁明する機会を与えなければならない。

1) 組合の事業を妨げ又は妨げようとする行為をした組合員

2) 組合の秩序を乱す行為をした組合員

3) 組合の事業の利用に付き不正行為をした組合員

4) 法令に違反しその他組合員の信用を失わせるような行為のあった組合員

5) 出資金の払込又は組合費を故意に3ヶ月以上滞納した組合員(出資金の払込、経費の支払いその他この組合に対する義務

を怠った組合員

(脱退者の持分の払い戻し)

第14条 組合員が脱退したときはその持分の全額を払い戻すものとする。但しその脱退が除名によるときはその半額とする。

2. この組合の財産をもってこの組合の債務を完済するに足りないときは、脱退した組合員はその出資口数に応じ、未払込出資額を限度として損失額の払込をしなければならない。

3. 前2項における請求権は、その脱退の時から2年間行われなない場合は時効により消滅する。

(出資口数の減少)

第15条 組合員は次の各号の1に該当する時は、事業年度末においてその出資口数を減少すべきことを請求することができる。

1) 事業を休止したとき

2) 営業の一部を廃止したとき

3) その他特にやむを得ない理由があるとき

2. この組合は前項の請求があったときは、理事会においてその諾否を決する。

3. 出資口数の減少については前条の規定を準用する。

(届出事項)

第16条 組合員はその氏名、名称又は営業を行う場所を変更したときは、1週間以内にその旨をこの組合に届けなければならない。

2. 美容所の閉鎖、休業又は従業員の変更の場合も又同じ。

第4章 出資及び持分

(出資の引受)

第17条 組合員は出資1口以上を有しなければならない。

(出資1口の金額)

第18条 出資1口の金額は弐千円とする。

(出資の払込)

第19条 出資は一時に、その金額を払い込まなければならない。

(出資口数の最高限度)

第20条 一組合員の有する出資口数は、組合員の総出資口数の4分の1を超えてはならない。

(持分)

第21条 組合員の持分は、この組合の正味財産について、その出資口数に応じて算定する。

2. 持分の算定に当たっては、その基礎となる金額で計算上不便な端数は切り捨てるものとする。

第5章 総会

(総会)

第22条 総会は通常総会及び臨時総会とする。

(総会の招集)

第23条 総会は第26条の規定により組合が召集する場合を除いて理事長が召集し、議長は理事長が指名するかその都度詮衡委員を設け選任する。

(通常総会の招集)

第24条 通常総会は理事会の議決により、任期満了による総代改選の年の4月1日より5月31日までの間において召集しなければならない。

(臨時総会の招集)

第25条 臨時総会は必要に応じ理事会の議決により何時でも招集することができる。

2. 組合員が総組合員数の5分の1以上の同意を得て、会議の目的たる事項及び召集の理由を記載した書面を理事長に提出して総会の招集を請求したときは、理事会はその請求のあった日から20日以内に臨時総会の招集を決しなければならない。

(組合員による総会の招集)

第26条 前条第2項により臨時総会の招集請求した組合員は、その請求した日から10日以内に理事長が総会招集の手続きをしないときは、三重県知事の承認を得て臨時総会を招集することができる。その場合における議長はその臨時総会において選任するものとする。

(総会の手続)

第27条 総会の招集は会日の1週間前までに、会議の目的たる事項及び内容、日時、場所等を明示した書面を組合員名簿に記載してある組合員の住所（その者が別に通知又は催告を受ける場所を組合に通知したときはその場所）に宛てて送付して行うものとする。

第28条 総会の延期又は続行の決議をすることができる。

(総会の議決事項)

第29条 次に掲げる事項は総会の議決を経なければならない。

- 1) 解散
- 2) 総代の選任（補欠の総代の選任を除く）
- 3) 非出資組合への移行に関する定款の変更

(総会の議事)

第30条 総会は組合員数の半数以上の出席がなければ議事を開いて議決することができない。この場合において書面又は代理人によって議決権を行使する組合員は出席したもののみなす。

2. 総会の議事は出席者の議決権の過半数で決する。但し組合の解散については総組合員数の半数以上が出席し、その議決権の3分の2以上の多数による議決を必要とする。

3. 総会においては出席した組合員の3分の2以上の同意を得たときに限り、予め通知のあった事項以外の事項についても議決することができる。但し、次に掲げる事項については議決することができない。

- 1) 定款の変更
- 2) 解散
- 3) 組合員の除名
- 4) 法第56条の申出
- 5) 法第57条の第1項の申出

(議事録)

第31条 総会の議事については、書面又は電磁的記録をもって議事録を作成しなければならない。

2. 総会の議事録は次に掲げる内容とするものでなければならない。

- 1) 総会が開催された日時及び場所（当該場所に存しない役員又は組合員が総会に出席した場合における当該出席の方法を含む）
- 2) 総会の議事の経過の要領及びその結果
- 3) 総会に出席した役員の氏名
- 4) 議長の氏名
- 5) 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

(議決権及び選挙権)

第32条 組合員は総会において、各々一個でかつ平等の議決権及び選挙権を有する。

2. 組合員は書面又は代理人をもって、第27条により予め通知のあった事項につき議決権又は選挙権を行うことができる。但し、その組合員の親族もしくは使用人又は他の組合員でなければならない。

3. 代理人は10人以上の組合員を代理することができない。

4. 代理人は代理権を証する書面をこの組合に差し出さなければならない。

第6章 総代会

(総代会)

第33条 この組合は総会に代わる総代会を設ける。

2. 総代の定数はその選任の時ににおける組合員の総数の10分の1を下ってはならない。

3. 総代は各支部毎にその支部に属する組合員により、当該組合員の内から候補者として選出推薦された者につき、総会において選任する。

4. 総代の任期は3ヵ年とする。但し再選された場合の就任は妨げない。又中途において交替したときの補欠総代の任期は前任者の残存期間とする。

5. 総代会は通常総代会及び臨時総代会とする。

(総代の欠員の補充)

第34条 総代の欠員の補充はその定数の5分の1以上の欠員を生じたとき、その他理事会で必要と認めた場合総代会において行う。

(総代会の招集)

第35条 総代会は第38条の規定により総代を招集する場合を除いて理事長が招集し、その議長は理事長が指名するか詮衡委員により選出する。

(通常総代会の招集)

第36条 通常総代会は理事会の議決により、第24条に定める年以外の4月1日から5月31日までの間において招集しなければならない。

(臨時総代会の招集)

第37条 臨時総代会は必要に応じ、理事会の議決により何時でも招集することができる。

2. 総代が総代総数の5分の1以上の同意を得て、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を理事長に提出して総代会の招集を請求したときは、その請求があった日から20日以内に臨時総代会を招集することを決しなければならない。

(組合員による総代会の招集)

第38条 前条第2項の規定により臨時総代会の招集を請求した総代は、その請求した日から10日以内に理事長が総代会の手続をしないときは、三重県知事の承認を得て臨時総代会を招集することができる。この場合における議長はその臨時総代会において選任するものとする。

(総代会の手続)

第39条 総代会の招集は会日の1週間前までに、会議の目的たる事項及び内容日時等を明示した書面を、組合員名簿に記載してある総代の住所（その者が別に通知又は催告を受ける場所を組合に通知したときはその住所）に宛てて送付して行うものとする。

第40条 総代会は延期又は続行の議決をすることができる。

(総代会の議決事項)

第41条 次に掲げる事項は総代会の議決を得なければならない。

- 1) 定款の変更（非出資組合への移行に係わるものを除く）
- 2) 施行規程の設定、変更又は廃止
- 3) 役員選挙又は選任
- 4) 補欠の総代の選任
- 5) 役員に対する報酬の額
- 6) 組合員の除名
- 7) 毎事業年度の事業計画及び収支予算の設定又は変更
- 8) 毎事業年度の事業経過報告及び決算報告の承認
- 9) 借入金の額の最高限度（第7条第7号の資金の借入れを除く）
- 10) 組合員に対する組合費の賦課及び徴収方法
- 11) その他この定款で定める事項

(総代会の議事)

第42条 総代会は総代総数の半数以上の出席があれば議事を開いて議決することができる。

い。この場合において書面又は代理人によって議決権を行使する総代は出席したものとみなす。

2. 総代会の議事は出席者の議決権過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
3. 総代会において出席した総代の 3 分の 2 以上の同意を得たときに限り、予め通知のあった事項以外の事項についても議決することができる。

(議事録)

第43条 総代会の議事については、書面又は電磁的記録をもって議事録を作成しなければならない。

2. 総代会の議事録は次に掲げる内容とするものでなければならない。
 - 1) 総代会が開催された日時及び場所（当該場所に存しない役員又は組合員が総代会に出席した場合における当該出席の方法を含む）
 - 2) 総代会の議事の経過の要領及びその結果
 - 3) 総代会に出席した役員の氏名
 - 4) 議長の氏名
 - 5) 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

(議決権及び選挙権)

第44条 総代は書面又は代理人をもって、予め通知のあった事項につき議決権又は選挙権を行使することができる。但し、他の組合員でなければ代理人となることができない。

2. 代理人は 2 人以上の総代を代理することができない。
3. 代理人は代理権を証する書面をこの組合に差し出さなければならない。

第7章 役員及び顧問職員

(役員)

第45条 この組合に次に掲げる役員を置く。

- 1) 理事 12 人以上 24 人以内
- 2) 監事 3 人以内
2. 役員は支部、又は理事会において推薦した候補を総代会において選任する。
3. 理事は組合員でなければならない。但し、組合関連の組織、及び団体の代表者、又はそれに準ずる者で、組合員でない者

は組合届け出済みの従業員に限る。

4. 理事又は監事の内、その 3 分の 2 を超える者が欠けたときは 3 ヶ月以内に補充しなければならない。
5. 監事は組合員の中から総代会で選任する。

(任期)

第46条 役員の任期は 3 年とする。但し、補欠役員の任期は前任者の残存期間とする。

(理事)

第47条 理事は理事会を組織して業務の執行にあたる。

(理事長・副理事長)

第48条 理事の内理事長 1 名を理事の互選により決定し、理事長は副理事長 3 名以内を理事の内から指名し、理事の承認を得るものとする。

- 1) 理事長は業務を総理しこの組合を代表する
- 2) 副理事長は理事長を補佐し理事長に事故あるときは予め理事長の指名する副理事長がその業務を代行する
- 3) 副理事長は各委員会を分掌する

(監事)

第49条 監事は会計及び業務の監査を行う。

2. 監事はこの組合の理事又は職員を兼ねてはならない。

(役員の報酬)

第50条 役員の報酬は総代会において定める。

(役員の解任)

第51条 組合員は総組合員の 5 分の 1 以上の連署をもって、解任の理由を記載した書面を理事に提出して解任を請求することができる。

2. 前項の規定による解任の請求は、理事の全員又は監事の全員について同時にしなければならない。但し、法令又はこの定款に違反したことを理由として解任を請求するときはこの限りでない。
3. 第 1 項の規定による解任の請求があったときは理事はその請求を総代会の議に付し、かつ総代会の会日から 1 週間前までにその請求に係わる役員に第 1 項の書面を送付し、かつ総代会において弁明する機会を与えなければならない。

4. 第1項の規定による解任の請求について、総代会において出席者の過半数の同意があったときは、その請求に係わる役員はその職を失うものとする。

(顧問・相談役)

第52条 この組合に顧問及び相談役を置くことができる。

2. 顧問及び相談役は学識経験のある者の中から理事会の議を経て理事長が委嘱する。
3. 顧問及び相談役は理事長の諮問に応じ、業務について意見を述べることができる。

(職員)

第53条 この組合に事務局を設け、次に掲げる職員を置くことができる。

- 1) 事務局長 1名
- 2) 書記 若干名
2. 職員は理事長が任命し、その命を受けて庶務に従事する。
3. 職員の給与は理事会において定める。
4. 職員には定年を設ける。

第8章 理事会

(理事会の招集)

第54条 理事会は必要に応じ理事長が招集し、その議長となる。

2. 理事長以外の理事は理事長に対し、理事会の目的である事項を示して理事会の招集を請求することができる。
3. 前項の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集通知が発せられない場合には、その請求をした理事は理事会を招集することができる。
4. 理事会の招集は会日の1週間前までに、会議の目的たる事項及び内容、日時、場所等を明示した書面を各理事に送付して行う。
5. 理事会全員の同意があるときは、前項の招集の手続きを省略して理事会を開くことができる。

(議決事項)

第55条 理事会において次に掲げる事項について議決する。

- 1) 総会又は総代会の招集及び総会又は総代会に提案する議案

- 2) 業務運営の具体的方針の決定
- 3) 業務執行に関し理事会において必要と認められた事項
- 4) その他定款で定めた事項

(理事会の議事)

第56条 理事会の議事は理事の過半数が出席し、その過半数で決する。

2. 理事会に出席できない理事は、予め通知を受けた会議の目的たる事項について、書面により議事に加わることができる。
3. 前項の規定により、賛否の意見を明らかにした書面により議事に加わる理事は出席したものとみなす。

(理事会の議事録)

第57条 理事会の議事については、書面又は電磁的記録をもって議事録を作成し、出席した理事はこれに署名し、又は記名押印しなければならない。

2. 理事会の議事録には次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。
 - 1) 理事会が開催された日時及び場所（当該場所に存しない理事が理事会に出席した場合における当該出席の方法を含む）
 - 2) 理事会が次に掲げるいずれかのものに該当するときはその旨
 - イ) 第54条第2項の規定による理事の請求を受けて招集されたもの
 - ロ) 第54条第3項の規定により理事が招集したもの
 - 3) 理事会の議事の経過の要領及びその結果
 - 4) 決議を要する事項について特別の利害関係を有する理事があるときは当該理事の氏名
 - 5) 議長の氏名

第9章 事業年度

(事業年度)

第58条 この組合の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

第10章 業務の執行及び会計

(定款その他書類の備付け及び閲覧)

第59条 理事は定款及び総会・理事会の議事録、組合員名簿を主たる事務所に備えておかなければならない。

2. 前項の組合員名簿には次の事項を記載しなければならない。

- 1) 氏名又は名称及び住所
- 2) 加入の年月日
3. 組合員及びこの組合の債権者は、何時でも理事に対し第1項の書類の閲覧を求めることができる。この場合には理事は正当な理由がないのに拒んではならない。

(決算関係書類の提出備付け及び閲覧)

第60条 理事は通常総会、総代会の会日1週間前までに、事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支決算書を監事に提出し、かつこれらの書類を主たる事務所に備えておかなければならない。

2. 理事は監事の意見を添えて、前項の書類を通常総会、総代会に提出し、その承認を求めなければならない。
3. 組合員及びこの組合の債権者は、何時でも理事に対し第1項の書類の閲覧を求めることができる。この場合には理事は正当な理由なくして拒んではならない。

(会計帳簿の閲覧)

第61条 組合員は総組合員の10分の1以上の同意を得て、何時でも理事に対し会計に関する帳簿及び書類の閲覧を求めることができる。この場合には理事は正当な理由がないのに拒んではならない。

(経費の支弁)

第62条 この組合の経費は次の各号に掲げるものをもって支弁するものとする。

- 1) 出資金
- 2) 組合費
- 3) 手数料及び使用料の収入
- 4) その他の収入

(組合費)

第63条 この組合は組合員に対し組合費を賦課する。

2. 前項の組合費の賦課額及び方法は、事業年度毎に総会、総代会において決定する。

(使用料)

第64条 この組合は組合の施設を利用する者に対し、使用料を課することができる。

2. 前項の使用料の額及び徴収の方法は、理事会において決定する。

(手数料)

第65条 この組合は組合員に代わって、当該組合員及び組合内外の団体・組織、業者等の利便、利益のためにした行為に対して手数料を課することができる。

2. 前項の手数料の額及び徴収の方法は理事会において決定する。

(延滞金)

第66条 この組合は、組合員が過怠金、組合費、使用料、手数料、払い込むべき出資金、その他この組合に対する債務を履行しないときは、履行の期限に到来した日の翌日から履行の日まで日歩5銭の割合で延滞金を徴収することができる。

(貸付金保証金額の限度)

第67条 一組合員に対する貸付金及び組合員のためにする保証金額の最高限度は、事業年度毎に総会、総代会の議決を経なければならない。

(法定準備金)

第68条 この組合は出資総額に相当する金額に達するまで、毎事業年度剰余金の10分の1以上を、法第49条の4第1項の準備金として積立てるものとする。

2. 加入金、過怠金及び第14条第1項但し書の規定により払い戻しをしない金額は準備金に繰り入れるものとする。

(剰余金及び繰越金)

第69条 一事業年度における総益金に総損金及び繰越損益金を加減したものを剰余金とし、第68条の規定による準備金より納税引当金を控除して、なお剰余金があるときは、総代会の議決によりこれを組合員に配当し、又は翌年事業年度に繰越すものとする。

(剰余金の配当)

第70条 剰余金の配当は総代会の議決を経て、年1割の範囲内において、毎事業年度末における剰余があるときは組合員の払込済出資額に応じてし、なお剰余があるときは、組合員がその事業年度において組合に支払った使用料又は手数料額その他この組合の事業を利用した分量に応じてする。

2. 払込済出資額に応じてする配当金は、組合員が出資払込を終るまではその払込に充当するものとする。
3. 剰余金の配当の計算については、第21

条第2項の規定を準用する。

(損失金の処理)

第71条 損失金のでん補は、第68条の準備金より行うものとする。

(職員退職給与引当金)

第72条 この組合は毎事業年度末において、職員退職給与引当金として職員給与額の10分の1以上を計上することができる。

第11章 解 散

(解 散)

第73条 この組合は次に掲げる事由により解散する。

- 1) 総会の議決
 - 2) 破産
 - 3) 三重県知事の解散命令
2. 前項第1号の決議は三重県知事の認可を受けなければその効力を生じない。
3. この組合が解散したときは、破産による場合を除いては理事が清算人となる。但し、総会において他人を選任したときはその限りでない。

第12章 雑 則

(規 約)

第74条 この定款に定めるもののほか、役員を選任、業務の執行及び会計その他の定款の施行に必要な事項は、総代会の議決により規約で定める。

附 則

(施行期日)

1. この定款の変更部分は、変更の許可のあった日から施行する。

- (昭和37年3月10日認可)
- (昭和37年7月25日認可)
- (昭和38年6月18日認可)
- (昭和39年7月6日認可)
- (昭和40年6月21日認可)
- (昭和45年6月19日認可)
- (昭和50年7月22日認可)
- (昭和55年6月1日認可)
- (平成6年9月1日認可)
- (平成8年7月8日認可)
- (平成9年6月10日認可)
- (平成10年6月29日認可)

(平成11年6月2日認可)

(平成12年6月5日認可)

(平成13年5月31日認可)

(平成14年6月10日認可)

(平成15年5月30日認可)

(平成19年9月30日認可)

(平成21年6月25日認可)

(平成23年8月10日認可)

(平成24年8月2日認可)

〈別 表〉

地 区	所轄保健所	支部名	支 部 の 地 域
桑員地区	桑名保健所	桑 名	桑名市・木曾岬町
		員 弁	いなべ市・東員町
三泗地区	四日市保健所 (朝日町・川越町・ 菰野町は桑名保健所)	富 田	四日市市北部地区・朝日町・川越町
		四日市	四日市市(富田・菰野支部に含まれる四日市市を除く)
		菰 野	菰野町・四日市市西部地区
鈴亀地区	鈴鹿保健所	神 戸	鈴鹿市東部地区
		白 子	鈴鹿市南部地区
		鈴鹿北部	鈴鹿市北部地区
		亀 山	亀山市
中央地区	津保健所 (松阪市(旧)嬉野・ 三雲町は松阪保健所)	一身田	津市北部地区
		津	津 市(一身田・久居支部に含まれる津市を除く)
		久 居	津市久居地区以西・松阪市(旧)嬉野・三雲町
松南地区	松阪保健所 (大紀町は伊勢保健所)	松 阪	松阪市(久居支部に含まれる松阪市を除く) 多気町・明和町・大台町・大紀町
勢志地区	伊勢保健所	伊 勢	伊勢市・玉城町・南伊勢町・度会町
		志 摩	鳥羽市・志摩市
伊賀地区	上野保健所	上 野	伊賀市(名張市部に含まれる伊賀市を除く)
		名 張	名張市・伊賀市南部地区
紀州地区	尾鷲保健所	紀 北	尾鷲市・紀北町
	熊野保健所	熊 野	熊野市・御浜町・紀宝町
8 地区	9 保健所	19 支部	三 重 県

三重県美容業生活衛生同業組合規約

◎地区及び支部規程

(規程の準拠)

第1条 この規程は、三重県美容業生活衛生同業組合定款（以下定款という）第5条及び第74条に規定するところにより定める。

(地区及び支部の設置)

第2条 三重県美容業生活衛生同業組合（以下組合という）は業務の運営円滑を期するため、定款の定めるところにより、地区及び支部を設置するほか、この規程に定めるところによる。

(地区及び支部の名称)

第3条 地区及び支部の名称は、三重県美容業生活衛生同業組合〇〇地区、及び三重県美容業生活衛生同業組合〇〇支部とする。

(地域)

第4条 地区及び支部の地域は定款第5条の定めるところによる。

(資格)

第5条 組合員となる資格は、その支部の地域内において美容所を開設する者とする。

(加入)

第6条 組合員となるにはその所属する支部長を経て、組合の定款に定める加入申込書を組合に提出して承認を得るものとする。

(脱退)

第7条 組合員はあらかじめ所属支部長を経て、定款の定めるところにより脱退することができる。

(費用の負担)

第8条 組合員は次の費用を負担する義務があるものとする。

- 1) 合員は組合一般経費にあてるため、総代会で定めた額の組合費を期限までに組合に納めることとする。
- 2) 組合員は支部一般経費にあてるため、支部総会で定めた額の支部費を期限までに納めることとする。

(費用の徴収)

第9条 組合費及び支部費の徴収方法は、各支部で徴収し、支部長はこれを取りまとめて毎月25日までに組合費を組合に納入し、支

部費は支部会計に納入するものとする。

(役員及び総代)

第10条 地区役員はその地区の支部役員の互選により選任し、支部役員は支部組合員の互選により選任する。

2. 総代定数はその支部に所属する組合員数の10分の1とする。但し、端数がある場合は1名増員するものとする。

第11条 地区及び支部に次の役員をおく。

<地区役員>

- 1) 地区長 1名
- 2) 地区総務 1名以上
- 3) 地区事業教育 1名以上
- 4) 地区会計 1名
- 5) 地区監事 1名以上

<支部役員>

- 1) 支部長
- 2) 支部総務 1名以上
- 3) 支部事業教育 1名以上
- 4) 支部会計 1名
- 5) 支部監事 1名以上

但し、支部長は総代の中より選任する。又2)及び3)は必要な場合に選任する。

(役員候補)

第12条 支部は定款第5条に定められた別表により各地区（ブロック）に所属し、定款第45条に定める役員候補を1名推薦することができる。但し、支部組合員数が100名を超える支部は、100名を超える毎に、役員候補を1名増員することができる。

2. 理事会で推薦された組合関連の組織及び団体の代表者、又はそれに準ずる者は、定款第45条に定める役員候補となることができる。但し、定款第48条に定める役職には就くことができない。

(役員の任期)

第13条 地区役員及び支部役員の任期は定款第46条の規定を準用する。

(地区の事業)

第14条 地区は定款第7条に定める事業及び組合員相互の親睦を図る事業を実施することができる。但し、定款第7条の内第1, 2, 3, 7, 10, 11, 13号に定める事業を除く。

2. 前項の事業の内、定款第7条第8号に定

める事業を実施する場合、地区長は事前に
計画書を理事長に提出しなければならない。

(事業年度)

第15条 地区及び支部の事業年度は定款第 58 条
の規定を準用する。

(規程の変更)

第16条 この規定を変更しようとするときは、理
事会において出席構成員の3分の2以上の
多数による議決を経て、総代会で承認を求
める。

(規格外事項)

第17条 この規程に定めのない事項については組
合定款、規約を準用する。

(規程の実施)

第18条 この規程は昭和 37 年 7 月 25 日の通常総
会の議決によりこれを実施する。

2. この規程の変更は、昭和 39 年 5 月 27 日
通常総会の議決によりこれを実施する。

3. この規程の変更は、昭和 50 年 5 月 21 日
第 13 回通常総代会の議決によりこれを実
施する。

4. この規程の変更は、平成 9 年 5 月 26 日第
35 回通常総代会の議決によりこれを実
施する。

5. この規程の変更は、平成 12 年 5 月 22 日
第 38 回通常総代会の議決によりこれを実
施する。

6. この規程の変更は、平成 14 年 5 月 20 日
第 40 回通常総代会の議決により、平成 15
年度より実施する。

7. この規程の変更は、平成 15 年 5 月 19 日
第 41 回通常総(代)会の議決によりこれ
を実施する。

8. この規程の変更は、平成 16 年 5 月 18 日
第 42 回通常総代会の議決により、平成 16
年度から実施する。

9. この規程の変更は、平成 21 年 5 月 17 日
第 47 回通常総代会の議決によりこれを実
施する。

◎総会又は総代会運営規程

(規程の準拠)

第 1 条 この規程は三重県美容業生活衛生同業組
合定款(以下定款という)第 22 条及び第
33 条の運営につき、第 74 条に規定すると

ころにより定める。

第 2 条 三重県美容業生活衛生同業組合(以下組
合という)の総会又は総代会の議事は、定
款に規定するもののほかこの規程に定め
るところによる。

(司会者)

第 3 条 司会者は議長の選任が終るまでの、総会
又は総代会の運営にあたるものとする。

2. 司会者は理事の内 1 名がこれにあたるも
のとする。

(資格審査委員会)

第 4 条 総会又は総代会を開くに先立って、その
出席者の資格を確認するために資格審査
委員会(以下審査委員会という)を設け
る。

2. 審査委員会は、出席者の内から各支部に
各々 1 名を推薦し、これを出席者に諮り委
員として構成し、その委員の互選によつて
委員長をおく。

3. 審査委員会は直ちに出席者の資格審査を
行い、委員長より出席者に報告しなければ
ならない。

4. 審査委員会は総会又は総代会の閉会と同
時に解散するものとする。

(成 立)

第 5 条 前条第 3 項の報告を確認し、総会又は総
代会の成立要件が整った時総会又は総代
会は成立する。

(議長、副議長)

第 6 条 総会又は総代会に議長 1 名、副議長 2 名
以内をおく。

2. 議長、副議長は構成員の中から総会又は
総代会に諮って選出する。

(議長、副議長の職務及び権限)

第 7 条 議長は総会又は総代会の運営と進行に責
任を持ち、副議長は議長を補佐し、議長
事故ある場合はこれに代わるものとし
る。

2. 議事運営を故意に妨害する者あるときは、
議長は退場を命ずることができる。

3. 議長は議事の記録をとるために、総会又
は総代会の承認を得て書記を任命する。

4. 議長は議事日程より順次議事を進めるも
のとする。但し、定款に規定するところ
により緊急議案又は議事日程変更の動議成立

のときはその順序を変更することができない。

(構成員の発言)

第8条 総会又は総代会における発言は、その構成員でなければ行うことができない。

2. 発言を行おうとする者は予め文書をもって通告するか、又は挙手によってその意思を表示し、議長の許可を受けなければならない。

3. 発言にあつては必ず所属支部名及び氏名を告げるものとする。

(構成員の質問又は意見)

第9条 構成員は議長の議事運営に対し、質問又は意見を述べることができる。

2. 議長は前項の質問又は意見に対し、答弁又はこれに応ずる措置を講じなければならない。

(提案者の発言)

第10条 議長は提案の説明をするために提案者の発言を許さなければならない。但し、簡単なことで総会又は総代会の承認を得たときは省略することができる。

(議案の質疑及び討論)

第11条 構成員は議案に対して自由に質疑及び討論を行うことができる。

2. 議長は質疑が終了したと認められたとき、又は打ち切りの動議が成立したときは質疑を打ち切り討論に入る。

3. 議長は討論が終了したと認められたとき、又は討論打ち切りの動議が成立したときは討論を打ち切る。

(採決)

第12条 議事の採決は総会又は総代会に諮り、挙手、起立、又は無記名投票のいずれかによって行う。

2. 採決の為の無記名投票を行うときは、議長は総会又は総代会に諮って投票管理委員3名を選任し、投票ならびに開票の管理にあたらせるものとする。

(専門委員会)

第13条 総会又は総代会は特定の議案又は事項について専門委員会を設け、これに審議を付託することができる。

2. 前項の審議を付託せられた専門委員会は、当該委員会における審議の経過と結果を総

会又は総代会に報告し、その承認を得なければならない。

(規程の変更)

第14条 この規程の変更は理事会において、出席構成員の3分の2以上の多数による議決を必要とする。

(規程の実施)

第15条 この規程は昭和37年7月25日通常総会の議決によりこれを実施する。

2. この規程の変更は平成9年4月28日第1回理事会の議決により一部変更する。

3. この規程の変更は平成14年3月19日第6回理事会の議決により一部変更する。

◎役員選挙選任規程

(規程の準拠)

第1条 この規程は三重県美容業生活衛生同業組合定款(以下定款という)第45条、第48条及び第74条に規定するところによる。

第2条 三重県美容業生活衛生同業組合(以下組合という)の役員選挙選任については、定款に規定するもののほかこの規程に定めるところによる。

(選挙の定義)

第3条 役員を選挙するときは単記無記名投票によって行う。

(選任の定義)

第4条 役員を選任するときは前条の方法によらず、選挙を除く他の方法をもって行う。

(役員選挙選任)

第5条 選挙における投票は単記式無記名投票による。

2. 有効投票の多数を得たる者を当選人とする。得票数が同数であるときはくじで当選人を定める。

(無効投票)

第6条 次の各号に掲げる投票は無効とする。

- 1) 所定の用紙を使用しないもの
- 2) 訂正してあるもの
- 3) 判断が困難なもの
- 4) 第5条第2項の定めによらないもの

(理事の役職の互選と承認)

第7条 理事に当選した者は定款第48条の規定により役職を互選する。

2. 前項の規定により選挙するときは第5条

第2項及び第6条を準用し、当該役職が複数の場合は連記式無記名投票により得票数の者より順に選出する。

3. 前項における連記は当該役職数とし、同一氏名を複数記入した投票用紙は無効とする。

4. 当該役職に対して立候補者又は被推薦者が定数の場合は、出席理事の過半数の承認をもって選任する。

5. 前3項における選挙選任の管理は監事がこれにあたり、決定された役職及び氏名を総代会に報告する。

6. 定款第48条に規定する以外の役職については、理事長がこれを選任する。

(規格外事項)

第8条 この規程に定めのない事項については、その都度総会又は総代会の承認を得て運営するものとする。

(規程の変更)

第9条 この規程の変更は、理事会において出席構成員の3分の2以上の多数による議決を必要とする。

(規程の実施)

第10条 この規程は昭和37年7月25日通常総会の議決によりこれを実施する。

2. この規程は昭和45年5月20日第8回通常総会の議決により一部変更する。

3. この規程は平成9年5月26日第35回通常総代会の議決により一部変更する。

4. この規程は平成12年4月3日第1回理事会の議決により一部変更する。

◎理事会及び常任理事会運営規程

(規程の準拠)

第1条 この規程は三重県美容業生活衛生同業組合定款(以下定款という)第54条及び第57条の運営につき、第74条に規定するところによる。

第2条 三重県美容業生活衛生同業組合(以下組合という)の理事会の議事は、定款に規定するもののほかこの規程に定めるところによる。

(議題)

第3条 理事会の議題は理事長において発案する。

2. 各理事は自己の意見を議として提案する

ことができる。但し、この場合は予めその趣旨を理事長に通告しなければならない。

3. 出席理事の3分の2以上の同意を得たときは、議長は予め通告した以外の事項を議題とすることができる。

(議長)

第4条 理事会の議長は理事長がこれにあたることを原則とするも、理事長が指名した理事の一人が理事長に代わり議長になることができる。

(成立の特例)

第5条 理事会が定足数に達しなかったとき、及び緊急を要する議題の場合は、常任理事会において議決し執行することができる。

2. 前項の場合には次の理事会において追認を求めなければならない。

3. 常任理事会とは常務理事以上をもって構成する。

(代理)

第6条 病気その他やむを得ない理由で理事会に出席できない理事は、証明書を持参させた支部役員を代理人として出席させることができる。但し、代理人は議案について当該理事の意見を代わって述べることができるが、議決に加わることはできない。

(理事会の権限)

第7条 理事は理事会において決定した事項について、その具体的細目を定め業務の執行を決定する。

2. 理事会の議を経ていない事項について、緊急の場合で理事会を招集するいとまのないときは、執行部会の決議により理事の責任においてこれを執行することができる。

3. 業務執行については別に定める業務執行規程による。

(専務理事及び常務理事)

第8条 専務理事は事務局を管理し、その庶務全般を掌理すると共に事業運営の円滑な推進と発展に努める。但し、事務局長が在任する場合はこれを選任しない。

2. 常務理事は組合業務を分掌する。

(監事の出席)

第9条 監事は各々理事会に出席し意見を述べることができる。但し、議決には加わらない。

(規程の変更)

第10条 この規程の変更は、理事会において出席理事の3分の2以上の多数による議決を必要とする。

(規程の実施)

第11条 この規程は昭和37年7月25日通常総会の議決により実施する。

2. この規程の変更は、平成6年3月30日第5回理事会の議決により平成6年4月1日より実施する。

3. この規程の変更は、平成8年3月25日第6回理事会の議決により平成8年4月1日より実施する。

4. この規程の変更は、平成12年4月3日第1回理事会の議決により実施する。

5. この規程の変更は平成14年3月19日第6回理事会の議決により、平成14年4月1日より実施する。

◎顕彰規程

(規程の準拠)

第1条 この規程は、三重県美容業生活衛生同業組合定款(以下定款という)第7条第9号の規定するところにより定める。

(組合員の顕彰)

第2条 三重県美容業生活衛生同業組合(以下組合という)は組合員が次の各号の1に該当するとき、理事会の議を経て理事長がこれを顕彰することができる。

- 1) 組合員の模範とするにたる行為のあった者
- 2) 美容業について有益な改良考案又は発明などをした者
- 3) 美容業について有益となる重大な献策報告等をした者
- 4) 永年美容所開設者であって業界に功労があり、かつ他の組合員の模範となる者
- 5) その他、理事会において顕彰するにたる者

(組合員の使用従業員の表彰)

第3条 組合は組合員の使用する従業員が次の各号の1に該当するときは、当該組合員の推薦により、理事会の議を経て、理事長がこれを表彰することができる。

- 1) 永年(5年、10年、15年、20年以上)勤続者(家族従業員含む)であって他の従

業員の模範とすべき者

- 2) 美容業について有益な改良考案または発明などをした者
- 3) その他理事会において表彰するにたる者

(表彰の申請)

第4条 第2条、第3条の規定により顕彰又は表彰される者の内、特に理事会において必要と認められた者は、厚生労働大臣、全日本美容業生活衛生同業組合連合会理事長、三重県知事に表彰方を申請することができる。

(規程の変更)

第5条 この規程の変更は、理事会において出席構成員の3分の2以上の多数による議決を必要とする。

(規程の実施)

第6条 この規程の実施は昭和45年5月20日通常総会の議決によりこれを実施する。

2. この規程の変更は昭和50年5月7日第1回理事会の議決により、昭和50年6月1日よりこれを実施する。

3. この規程の変更は平成12年1月17日第4回理事会の議決により実施する。

4. この規程の変更は平成14年3月19日第6回理事会の議決により実施する。

5. この規程の変更は平成16年度、第2回理事会の議決により実施する。

◎旅費支給規程

(規程の準拠)

第1条 この規程は、三重県美容業生活衛生同業組合定款(以下定款という)第74条に規定するところにより定める。

第2条 三重県美容業生活衛生同業組合(以下組合という)の役員が、理事長の命により、組合の業務のため出張するときは、本規程により旅費等を支給する。

(旅費の計算)

第3条 役員の旅費計算は以下のとおりとする。

1. 県内においては、出発地から目的地までの最寄りの鉄道駅間の最短順路による普通運賃(往復)を支給する。但し、その距離が100kmを超える場合は特別運賃を加算する。
2. 県外への旅費は、出発地の最寄りの鉄道

駅から目的地までの最短順路の実費（往復）を支給する。

（出張中の事故）

第4条 出張者は、出張中事故ありたるときは直ちに理事長に報告し、その指示に従うものとする。

（出張中の通信費）

第5条 出張中の用務のために要した通信費は、その請求により理事長が認めたとき実費支給する。

（宿泊料と日当）

第6条 役員の出張宿泊料日当は次のとおりとする。但し、宿泊料は15,000円を限度とし、その実費を支給する。又日当（半日当）は用務地に滞在した日数のみとする。

内 訳	県 外	県 内
宿泊料	15,000 円	15,000 円
日 当	5,000 円	5,000 円
半日当		3,000 円

※半日当は午前又は午後、2時間程度以内の業務の場合に支給する。

2. 総代及び組合員は役員に準ずる。

（規程の変更）

第7条 この規定を変更しようとするときは、理事会において出席構成員の3分の2以上の多数による議決を経て、総代会で承認を求める。

（規程の実施）

第8条 この規程は昭和37年7月25日通常総会の議決によりこれを実施する。

2. この規程は昭和46年5月26日第9回通常総会の議決により、昭和46年4月1日より実施する。

3. この規程は昭和47年5月17日第10回通常総会の議決により、昭和47年4月1日より実施する。

4. この規程は昭和48年5月23日第11回通常総会の議決により、昭和48年4月1日より実施する。

5. この規程は昭和49年5月22日第12回通常総会の議決により、昭和49年4月1日より実施する。

6. この規程は昭和50年5月21日第13回通常総会の議決により、昭和50年4月1

日より実施する。

7. この規程は昭和51年5月19日第14回通常総会の議決により、昭和51年4月1日より実施する。

8. この規程は昭和52年5月18日第15回通常総会の議決により、昭和52年4月1日より実施する。

9. この規程は昭和55年5月21日第18回通常総会の議決により、昭和55年4月1日より実施する。

10. この規程は昭和56年5月20日第19回通常総会の議決により、昭和56年4月1日より実施する。

11. この規程は昭和60年5月22日第23回通常総会の議決により、昭和60年4月1日より実施する。

12. この規程は昭和62年5月27日第25回通常総会の議決により、昭和62年4月1日より実施する。

13. この規程は平成2年5月23日第28回通常総会の議決により、平成2年4月1日より実施する。

14. この規程は平成9年5月26日第35回通常総会の議決により、平成9年4月1日より実施する。

15. この規程は平成14年5月20日第40回通常総会の議決により、平成14年4月1日より実施する。

◎顧問・相談役及び職員規程

（規程の準拠）

第1条 この規程は三重県美容業生活衛生同業組合定款（以下定款という）第52条及び第53条の運用につき、定款第74条の規定により定める。

（顧問・相談役）

第2条 顧問・相談役の委嘱は理事長が委嘱状を交付して行い、その委嘱期間については定款第58条の規定を準用する。

（職 員）

第3条 職員の就業、給与、定年については別に就業規則、給与規程等で定める。

2. 前項における規則、規程等の変更は理事会の承認を得るものとする。

（規程の変更）

第4条 この規程の変更は、理事会において出席構成員の3分の2以上の多数による議決を必要とする。

(規程の実施)

第5条 この規程は平成17年5月16日第43回通常総代会の議決により実施する。

災害見舞互助会規程

(目的)

第1条 三重県美容業生活衛生同業組合(以下組合という)の組合員が、災害により、死亡または障害を負った場合、あるいはその財産に損害を被った場合、この規程により見舞金の贈呈、緊急支援、又必要な場合復興支援を行う。

(範囲)

第2条 前条の見舞金及び支援の対象は、地震、台風、風水害等により災害救助法(昭和22年10月18日法律第118号)の適用を受けた地域の範囲とする。

2. 前項以外の災害または範囲で、運営委員が協議し、特に必要と認めた場合は前項の規定に拘わらず、見舞金及び支援の対象とすることができる。

(見舞金及び支援)

第3条 災害に対する見舞金の額、または支援の内容、方法については、その状態、状況に応じ運営委員の協議により決定する。

(調査及び報告)

第4条 支部は、組合から被害状況の報告を求められたときは速やかに調査し、公正な報告をする。

2. 前項の報告に際しては、被災組合員の、店名・氏名・住所、被害状況、及び必要な場合、その証明書、写真等を添付する。

(運営委員)

第5条 本会に組合理事の内から、理事長の指名により、3名(委員長1名、委員2名)の運営委員を置く。

2. 運営委員は運営委員会を組織し、本規程に定められた業務を協議する。

(基金)

第6条 本会の目的を達成するため、災害見舞互助会基金を毎年度、組合員から徴収する。

2. 災害見舞互助会基金の単年度徴収額は組

合理事会で決定する。

3. 災害見舞互助会基金の残額が不足した場合は、運営委員会によりその額と時期を決定し、組合員から特別に徴収することができる。

(会計)

第7条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日までとし、基金会計の収支報告を、毎事業年度終了後2ヶ月以内に組合理事会に報告し、承認を得るものとする。

(規程の変更)

第8条 この規程の変更は組合理事会において、出席構成員の過半数の議決を必要とする。

(規程の実施)

第9条 この規程は平成17年7月4日第2回理事会の議決により、即日施行する。

特別組合員規程

(目的)

第1条 この規程は、三重県美容業生活衛生同業組合(以下組合という)に長年貢献し、高齢化又は病気等により少なからず営業に支障をきたす、という状況にあるものの、組合運営に引き続き協力したいと希望する組合員を、特別組合員として優遇し、組合組織の強化発展に寄与することを目的とする。

(資格)

第2条 特別組合員とは以下の各号全てに該当する者を言う。

- 1) 組合員自身の単独営業であること
- 2) 組合加入後満30年(通算)を経過していること
- 3) 年齢が満75歳以上であること
- 4) 体調不良あるいはやむをえない事由により定休日以外に頻繁に休業したり営業に支障をきたしたりしていること

(申請)

第3条 前条の各号全てに該当する組合員で、希望者は特別組合員申請書を、支部を経由して理事長へ提出することができる

2. 特別組合員は、第2条各号のいずれかに該当しなくなったとき、速やかに支部を経由して理事長へ届けなければならない。

(特別組合員証)

第4条 理事長は、特別組合員申請が適正であると認められる場合、支部を経由して当該組合員に特別組合員証を発行する。

(特典及び義務)

第5条 特別組合員は以下の特典及び義務を負う。

- 1) 一般組合員と同様の待遇を組合（本部）から受けることができる
 - 2) 希望者は組合本部、支部等の役職に就くことが免除される
 - 3) 組合費等の減免（本部関連）を受けることができる
 - 4) 全美連「美容所賠償責任補償制度」に加入しなければならない
2. 前項第3号の本部関連事項は組合理事会において決定する。

(資格の喪失)

第6条 次の場合に特別組合員は資格を失う。

- 1) 死亡
- 2) 組合員でなくなったとき
- 3) 組合除名処分をうけたとき
- 4) 第2条の条件のいずれかに該当しなくなったとき

(規程の変更)

第7条 この規程の変更は組合理事会において、出席構成員の過半数の議決を必要とする。

(規程の実施)

第8条 この規程は平成18年4月17日第1回理事会の議決により、平成18年6月1日から実施する。

三重県美容業生活衛生同業組合

◎共済見舞金制度規程

(規程の準拠)

第1条 この規程は三重県美容業生活衛生同業組合定款（以下定款という）第7条第15号により設置し、三重県美容業生活衛生同業組合共済見舞金制度（以下共済会という）と称す。

(目的)

第2条 本会は会員相互の共済及び福利増進を図ることを目的とする。

(加入と会員)

第3条 本会は三重県美容業生活衛生同業組合員（以下組合員という）及びその従業員（美容師免許取得者）をもって組織する。

2. 組合員は全員本会に入会するを本則とする。但し、一店舗1口とし、複数加入者の場合は第4条1)及び2)の給付を一口分とする。

3. 従業員は自由加入とし、組合員の要請により、所属支部長の推薦によって会員となることができる。

(共済会の事業)

第4条 本会は第2条の目的を達成する為次の事業を行う。

- 1) 死亡弔慰金の給付
- 2) 疾病障害見舞金の給付
- 3) 災害見舞金の給付
- 4) 廃業による退会者への還付金の給付
- 5) 会員の福利厚生に関する施設、及びその事業

(資格の喪失)

第5条 会員が次の各号の1に該当するときは、その時点から会員の資格を失う。

- 1) 死亡
- 2) 廃業による退会又は組合員の資格を喪失したとき
- 3) 県外に転出のとき

(権利と会費)

第6条 会員は第4条により給付を受ける権利及び施設並びに事業を利用する権利を有し、別に定める会費を納入する義務を負う。

第7条 前条の権利は他人に譲渡し、又は担保に供することはできない。

(加入申込と加入金)

第8条 組合員は組合加入と同時に、共済会加入申込書及び加入金を提出して会員となる。

2. 従業員が会員となるには前項によるほか、組合員の要請及び所属支部長の推薦書を添付する。

(継続加入)

第9条 組合員が会員となった日より3年を経ずして退会するときは、その後継者は継続加入することができる。

2. 前項の後継者とは定款第11条に定める者とする。

(給付金額)

第10条 第4条1)、2)、3)、4)、各号の給付の額については別表に定める。但し、会の充実、時勢の変化進展に応じ、理事会の議を経て

これを変更又は増減額することができる。

第11条 災害見舞金の等級及び程度の判定は、委員及び所属支部長の合議により認定する。

(給付の請求)

第12条 給付は会員又は遺族の請求により行う。

但し、次の各号に該当する場合はその一部、又は全部を給付しないことがある。

- 1) 不時の事態により多数の死亡者が同時にあった場合
- 2) 天災地変により同時に多数の被災者がでた場合
- 3) 死亡弔慰金、傷害、災害見舞金の給付の原因が会員の故意による時
- 4) 給付金を受ける原因に虚偽の事項があったとき
- 5) 会員が義務履行をしないとき
- 6) 給付金の請求受領に不備の事実があったとき

(給付請求期間)

第13条 給付はその原因である事実が発生した日から 6 ヶ月以内に請求しなければ受給の権利は消滅する。

(追 給)

第14条 疾病、災害等により給付を受けた後、病状又は災害が加害した場合にはその状況により追給することができる。但し、追給は治療期間中の変化、入院の延長に限り、前給分を差引くものとする。

(経 由)

第15条 給付金の請求及び給付金の授受は所属支部長を経由して行う。

(原 資)

第16条 本会の基金及び経費は次のものをもってあてる。

- 1) 加入金及び会費
- 2) 寄付金
- 3) その他の収入

(会 計)

第17条 本会の収支は特別会計とし、独立した基金予算を計上するものとする。なお、予算に定めた各科目の金額は理事会の議決を経て科目流用することができる。

(基 金)

第18条 基金は本会の主目的たる給付に支障なきを期するため、常に保有すべき資金の限度

を定め他の用途に流用することを禁ず。限度額については毎事業年度当初の理事会において決定するものとする。

第19条 基金は理事会の議決により前条以外の資金をもって事業資金に充当し、又は特別の出支等を行う場合のほか、全て信用ある金融機関に預け入れなければならない。

(加入金と会費の納入)

第20条 会員は入会と同時に加入金のほか、会費を毎月 25 日までに所属支部長を経由して会に納入しなければならない。

- 1) 加入金 1,000 円
- 2) 会費(月) 200 円

(運営委員)

第21条 本会に組合理事の内から理事長の指名により、運営委員 3 名(委員長 1 名、委員 2 名)をおく。

第22条 委員長は理事長の命を受け本会の業務を執行する。委員は委員長を補佐し会の運営にあたる。

第23条 委員はその職務遂行のために要した費用及び旅費等は、実費支弁を受けることができる。

(職 員)

第24条 会の業務を行うため専任の職員をおくことができる。

2. 事務局長は兼務とし、委員の命を受け業務全般を処理する。
3. 書記は事務局長の指示に従い庶務に従事する。

(会員台帳)

第25条 本会に会員台帳を備え、常に各支部の個人徴収簿を整備し、その状況の調査にあたるものとする。

(規程の変更)

第26条 この規程の変更は、理事会において出席構成員の 3 分の 2 以上の多数による議決を必要とする。

(規程の実施)

第27条 この規程は昭和 40 年 5 月 15 日第 3 回通常総代会の議決により、昭和 40 年 2 月 1 日より実施する。

2. この規程の変更は昭和 46 年 11 月 26 日第 5 回理事会の議決により、昭和 46 年 12 月 1 日より実施する。

3. この規程の変更は昭和 51 年 4 月 28 日第 1 回理事会の議決により、昭和 51 年 6 月 1 日より実施する。
4. この規程の変更は平成 5 年 3 月 31 日第 7 回理事会の議決により、平成 5 年 4 月 1 日より実施する。
5. この規程の変更は平成 9 年 4 月 28 日第 1 回理事会の議決により、平成 9 年 4 月 1 日より実施する。
6. この規程の変更は平成 11 年 12 月 6 日第 3 回理事会の議決により実施する。
7. この規程の変更は平成 14 年 3 月 19 日第 6 回理事会の議決により、平成 14 年 4 月 1 日より実施する。
8. この規程の変更は平成 22 年 4 月 26 日第 1 回理事会の議決により、平成 22 年 4 月 1 日より実施する。
9. この規程の変更は平成 25 年 5 月 20 日第 51 回通常総代会の議決により、平成 25 年 5 月 21 日より実施する。

- ※ 組合員以外の加入者については死亡給付金、疾病障害見舞金のみとする。
- ※ 災害見舞金支給対象となる店舗は罹災証明書を交付された届出店舗とする。但し、共済会運営委員会が認めたものはその限りではない。
- ※ 疾病障害見舞金を受給した会員がその後同要因にて複数回入院した場合は、その入院日数を累計した当該見舞金から既受給分を差し引いて給付する。但し、同年度内の入院を対象とする。
- ※ 会員の死亡による葬儀式に際しては理事長名により供花一基を贈る。

<還付金表>

区 分	在会年数	組合員
転業・廃業による退会還付金	満 40 年以上	15,000 円
	満 30 年以上	12,500 円
	満 20 年以上	10,000 円
	満 15 年以上	7,500 円
	満 10 年以上	5,000 円
	満 5 年以上	2,500 円

- ※ 在会中に給付金、又は見舞金の給付を受けた場合は退会還付金を支給しない。

<別 表>

1) 給付金表 (還付金表)	7) 従業員申込書
2) 死亡給付金請求書	8) 給付金受領書
3) 療養見舞金請求書	9) 加入者実態調査表
4) 災害見舞金請求書	10) 継続加入認定書
5) 退会還付金請求書	11) 加入者台帳
6) 加入申込書	及び徴収簿

<給付金表>

区 分	組合員	従業員	
死亡給付金	100,000 円	100,000 円	
疾病障害見舞金	(入院)		
	1 年以上	80,000 円	80,000 円
	180 日以上	60,000 円	60,000 円
	90 日以上	50,000 円	50,000 円
	60 日以上	40,000 円	40,000 円
	30 日以上	35,000 円	35,000 円
災害見舞金	(店舗)		
	全焼・全壊	200,000 円	X
	半焼・半壊	100,000 円	
一部焼・壊 その他	30,000 円以内 30,000 円以内		

◎理事会傍聴規則

(目 的)

第 1 条 本組合の様々な事業を運営・実施するための活動方針を審議決定する理事会を広く組合員に公開し、情報公開の一環とすると共に、直接理事会を傍聴することにより事業への理解と参加意識を高め、積極的な協力を促進することを目的とする。

(定員・資格)

第 2 条 1 回の理事会につき、傍聴人の定員は 5 名とする。但し、傍聴人は組合員とし、傍聴希望者が 6 名以上の場合は申し込み先着順とする。

(申 込)

第 3 条 傍聴希望者は支部を通じて組合事務局へ申し込み、傍聴券及び傍聴規則の交付を受けた場合にのみ傍聴できる。

(交 付)

第 4 条 理事長は、傍聴申込者が適格である場合は、傍聴券及び傍聴規則を交付する。

(傍 聴)

第 5 条 傍聴人は会議当日傍聴券を持参し、所属

支部長の確認の後、理事会開会までに会議場の指定された傍聴席に着座しなければならない。

(禁止事項)

第6条 傍聴人は会議中、会議の進行、議案の審議に支障をきたす次の行為をしてはならない。【無許可発言、拍手、貼紙、襷、写真・ビデオ撮影、録音、飲食等】

第7条 傍聴人は審議中及び採決時に、議案に対して賛否の意思表示及び行為をしてはならない。

(指示・退場)

第8条 傍聴人は、会議中議長の指示があった場合はその指示に従わなければならない。

第9条 議長は、傍聴人が本規則に違反した場合、あるいは指示に従わない場合は退場させることができる。

(費用負担)

第10条 傍聴人が傍聴に要する費用は、すべて傍聴人の負担とする。

(その他)

第11条 この規則に定めるものの他、傍聴に関し必要な事項は議長が裁定する。

(規則の変更)

第12条 この規則の変更は、理事会において出席理事の過半数の議決を要する。

(付 則)

1. この規則は、平成13年9月18日から施行する。

◎選手激励基金要綱

(目 的)

第1条 三重県美容業生活衛生同業組合（以下、組合という）の代表またはそれに準ずる者として、全日本美容技術選手権大会や国際大会等に出場する組合員、あるいはその従業員に対し、組合はその負担を軽減し、かつ応援するため選手激励基金を設置する。

(基 金)

第2条 基金は次の各号により構成する。

- (1) 組合員からの寄付金
- (2) 一般寄付金
- (3) その他

第3条 基金として積み立てる額は選手への激励金を賄える額を目標とする。

第4条 基金は毎年開催される全日本美容技術選手権大会等に出場する選手に対し、その参加費の一部として、また競技の健闘に報いる報奨金として贈る。

(運 用)

第5条 この組合に基金運用委員会を置く。

第6条 基金運用委員会は理事長、副理事長をもって構成する。

第7条 基金運用委員会は理事長が招集し、必要事項について協議する。

(報 告)

第8条 基金は、組合理事長が信用ある金融機関に預け保管する。また、基金の収支を毎年度終了後速やかに理事会に報告する。

(要綱の変更)

第9条 この要綱の変更は、理事会において出席理事の過半数を要する。

(付 則)

1. この要綱は、平成12年10月1日から運用する。